

## 大阪市人権啓発・相談センター

大阪市人権啓発・相談センターは、多様化する人権問題に迅速かつ柔軟に対応するための総合的な施設です。

### ■人権に関する冊子の提供や、人権啓発DVD等の貸出

人権に関するさまざまなパンフレット・冊子等の提供や、人権啓発ビデオ・DVD等の貸出しを行っています。人権について学びたい場合や、社内研修等でご利用ください。

▼詳しくは下記大阪市ホームページをご覧ください。

http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000017755.html

### ■人権相談

専門相談員による人権相談を実施しています。人権に関することでお悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

### ●お問い合わせは

〒550-0012

大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階

☎06-6532-7631 FAX06-6532-7640

人権相談専用▶☎06-6532-7830 FAX06-6531-0666

開設時間▶月～金曜日 9:00～21:00(相談受付は20:30まで)

土・日・祝日 9:00～17:30(相談受付は17:00まで)

※年末年始(12/29～1/3)・施設点検日は休館

## 個人情報の保護に関するDVD等のご紹介

貸出無料



今号に掲載した、「個人情報の保護」に関するDVD等です。社内での啓発・研修会にご活用ください。

### ●早わかりシリーズ危機管理編

#### これだけは知っておきたい「情報セキュリティ」

「情報」のやりとりが簡便になった今、情報セキュリティに対するリスク管理のあり方が求められています。本DVDでは、「情報の扱い方」について、事例を通し具体的に紹介していきます。

### ●情報セキュリティマネジメントの基本

全社的に情報セキュリティに関するマネジメントを強化しようとするとき、もっとも基本となるのは従業員の教育です。本DVDは、全社員に対する教育ツールとして、情報セキュリティマネジメントに関する基本的な認識を養う教材です。

### ●あなたが防ぐ!「情報漏えい」

情報セキュリティ対策への意識が日々高まっていますが、いまだに情報漏えいの事件が後を絶ちません。セキュリティシステムなどの技術的な対策を強化しても、それを運用する人がしっかりとルールを守らなければ意味がありません。情報セキュリティをきちんと運用していくためには、従業員一人ひとりの「モラル向上」と「情報セキュリティに関する知識を持つこと」、そして「決められた運用ルールをきちんと守ることが大切です。予防対策と再発防止について必要な知識・考え方を紹介します。

### ●実践・情報モラル

#### あなたの会社は大丈夫? (CD-ROM)

個人情報保護に取り組む中小企業を舞台に、周囲の社員から浮きがちな担当者、業務の現実との葛藤に苦しむ管理者、危機に直面して決断を迫られた経営者の奮闘をドラマで描き、人権を尊重した個人情報保護の重要性、効果的な取り組みについてわかりやすく解説し、「あなたならどうする?」と問いかけます。

人権が守られる社会を応援します

## 大阪市企業人権推進協議会(市内24区支部)

### ■人権を重んじる企業の集まりです

大阪市内約3,500社の事業所から構成されており、企業の立場からさまざまな人権問題に関して積極的に取り組んでいます。

主な研修・啓発等事業 ●研修会、研修支援 ●啓発ビデオの貸出 など

## お知らせ (大阪市委託事業) 平成25年度 第2回 事業主のつどい

事業主や幹部等を対象とした、人権等に関する講演会  
平成26年2月13日(木)午後2時～大阪市中央公会堂にて開催!!

### ●相談・加入・その他のお問い合わせ

## 大阪市企業人権推進協議会 事務センター

〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号室

☎06-4705-6152 FAX06-6264-1303

http://www.oc-jinken.org

## 読者プレゼント

●左記のアンケートにご回答くださった方のうち、抽選で7名様に2,000円分のQUOカードをプレゼントいたします。ご多忙中とは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



※QUOカード(クオ・カード)はコンビニエンスストア・書店・ドラッグストア・ファミリーレストラン・ガソリンスタンドなどご利用いただける、全国共通の商品券(プリペイドカード)です。

※ご応募締切り:平成26年2月28日(金)必着。

※当選発表はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

アンケートから取得しました個人情報は、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、適切に取り扱います。ご住所・お名前についてはプレゼントの発送のためだけに使用します。また、従業員数については情報紙にかかる統計データ作成のためだけに使用します。

〈発行〉平成25年12月 大阪市人権啓発・相談センター

# 個人情報は 取り扱いは 大丈夫ですか?



個人情報保護法では、5000人を超える個人データを持つ企業を個人情報取扱事業者として法の対象にしています。

それでは、対象にならない企業には関係のない話でしょうか?

個人情報取扱事業者ではないという理由で、

個人情報保護について関心を持っていない企業もあるようです。

本紙では、そのような誤解の危険さを理解してもらい、

個人情報保護の大切さを、知っていただきたいと思います。



大阪市人権啓発  
マスコットキャラクター  
にっこりな

大阪市人権啓発・相談センター

## 企業のための人権啓発情報紙 vol.4 〈アンケート〉

●次の事項について当てはまる番号を○で囲んでください。

①貴社では、個人情報保護についてどのように取り組んでいますか?

1. 第三者による認証(プライバシーマーク・ISMS)
2. 社内ルールを策定
3. 研修の実施
4. その他( )
5. 特に取り組んでいない

②この情報紙をご覧になったことによって、個人情報保護に対する意識は変わりましたか?

1. 以前より意識するようになった
2. ある程度意識するようになった
3. あまり変わらない

③この情報紙は個人情報保護について参考になりましたか?

1. 参考になった
2. やや参考になった
3. あまり参考にならなかった
4. 参考にならなかった

④大阪市の企業向け人権啓発についての希望をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。